

阿賀野市告示第196号

阿賀野市大字保田財産区財産増殖及び使用条例（平成26年阿賀野市条例第33号）第4条の規定により令和7年度秋季山業を次のとおり実施するので、同条例第6条第1項の規定に基づき告示する。

令和7年10月2日

阿賀野市大字保田財産区

管理者 阿賀野市長 加藤 博幸

1 山業区域

上山、下山

2 山業期間

保田地区 11月4日から11月13日まで

山手入会地区 11月5日から11月13日まで

3 山業の条件

阿賀野市大字保田財産区財産増殖及び使用条例第5条による。